

第 3 次広島市消費生活基本計画の策定について（案）

1 概要

本市では、広島市消費生活条例（以下「条例」という。）に基づき、平成 30 年 3 月に「第 2 次広島市消費生活基本計画」を策定し、消費者施策の計画的な推進を図っている。令和 4 年度で計画期間が満了するため、新たな計画を策定するものである。

2 計画の位置付け

- (1) 条例に基づく基本計画
- (2) 第 6 次広島市基本計画の部門計画
- (3) 消費者教育の推進に関する法律に基づく市町村消費者教育推進計画

3 計画の期間

令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間

4 策定方法

条例第 7 条の 2 第 2 項の規定により、広島市消費生活審議会において、計画の内容について意見を聴取する。

また、市民の意見を計画に反映させるため、アンケート調査を実施するとともに、計画（素案）を取りまとめた段階で、市民意見を募集する。

5 スケジュール

年度	開催月等	審議会	第 3 次広島市消費生活基本計画 (以下「基本計画」という。)に係る議事等
令和 3	10 月	第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 次広島市消費生活基本計画（以下「基本計画」という。）の策定について審議会へ諮問 ・基本計画の策定についての説明 ・消費生活及び消費者教育に関するアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）の内容を審議
	11～12 月		<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の実施
令和 4	7 月	第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画概要の審議
	10 月	第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画（素案）の審議
	12 月		<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画（素案）に関する市民意見募集
	1 月	第 3 回	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画(案)の審議
	2 月		<ul style="list-style-type: none"> ・審議会から市長へ答申
	3 月		<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画の策定

※審議会は専門部会との合同開催とする。